

各 位

新潟県労働金庫

「平成30年北海道胆振東部地震」により被災された方への特別融資について

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、当金庫では、今般の地震によって被災されたお客様に対しまして、再建と復旧を支援するため特別融資制度（災害救援ローン）をお取扱いしております。

お気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

記

【災害救援ローン（無担保）の概要】

	生活資金	住宅復旧資金
対 象 者	平成30年北海道胆振東部地震により被災された方 被災された方または配偶者の3親等以内の親族の方	
ご 用 途	被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車輛の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他生活資金、および、災害時の当座の生活資金	被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費
ご 融 資 期 間	1～10年以内 ※1年以内の元金据置可	1～25年以内 ※1年以内の元金据置可
ご 融 資 限 度 額	1,000万円以内	2,000万円以内
金 利 制 度	固定金利	
適 用 金 利	1.000%（保証料込）	
担 保	無担保	
保 証 機 関	（一社）日本労働者信用基金協会	
受 付 期 間	2018年10月1日から2019年9月30日	
そ の 他	・お申込みに際しては、「罹災証明書」のご提出は不要です。 ・上記ご融資限度額を超える住宅復旧資金につきましては住宅ローンでのお取扱いとなります。	

※詳しくは、最寄りの本支店までお問い合わせください。

以 上